

研修受講に関する留意事項（研修担当課及び所属長用）

1 研修に専念させることについて

研修期間中は、受講予定者（受講生）が研修に専念できる環境を確保するため、緊急の場合を除き、職場等から電話連絡を受けることがないようご配慮いただき、事前の調整を行った上で研修に参加するよう指導してください。

2 受講生に対する指導等について

- (1) 受講生に対して、「研修のしおり」及び「研修受講に関する留意事項（受講生用）」を確認（ホームページに掲載）し、必要な事前準備を整えた上で、所定の日時までに研修所に入所するよう指導してください。
- (2) 命令権者は、受講生に対し、研修のための旅行命令を発してください。

3 受講申し込みの取消について

疾病等やむを得ない事由により、研修の受講が困難となった場合には、直ちにその旨について、研修所（以下の連絡先）に連絡し、必要な協議をしてください。

4 集団感染の予防について

本研修は、宿泊型で実施するものです。研修前から、風邪、インフルエンザ、新型コロナウイルス、その他感染症等に罹患しないよう、健康管理には留意するよう指導してください。罹患した場合は、感染症等のまん延を防止するため、受講を制限する場合があります。

5 当研修所のルールについて

当研修所では、研修は公務であるという考えのもと、受講生が公務員としての自覚を持って研修に専念し、節度ある研修生活を送るために、以下のとおりルールを定めています。

当研修所のルールに反する行為を行った場合は、退所等を命ずる場合がありますので、このことについて受講生に周知徹底を図っていただくようお願い致します。

- (1) 研修所に生鮮食品及び酒類を持ち込むこと（宅配便等を含む）は禁止する。
- (2) 飲酒は、次の場合に限り認める。
 - ① 夕食時（17：45～20：30）の食堂内での飲酒
 - ② ゆうあいラウンジにおける飲酒
- (3) 喫煙は、所定の場所を除き、禁止する。
- (4) 他の受講生に迷惑を及ぼす行為その他公務員としてふさわしくない行為は禁止する。

6 事前提出資料について

研修受講申告書、事前アンケート及び自己紹介シートは、研修前の事前提出が必要となりますことを、受講生へご連絡ください。なお、提出資料は当研修所のホームページからダウンロードしてください。

提出期日：令和3年4月23日（金）【必着】 ※市町村アカデミーへ郵送又はFAXにて提出

7 研修受講に要する経費の納入について

令和3年5月18日（火）までに、必ず指定口座へ振り込むようにしてください。

【連絡先】

総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課 担当者：池崎
〒100-8926 東京都千代田区霞が関2丁目1-2
電話 03-5253-5391 FAX 03-5253-5537

市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）担当者：岸本、古山（研修部）
〒261-0025 千葉県美浜区浜田1丁目1番
電話 043-276-3126 FAX 043-276-5251